

(様式 1-3)

## 福島県 (大熊町) 帰還・移住等環境整備事業計画

### 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	62	事業名	大熊町福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業 (大熊町子育て支援住宅)		事業番号	(1)-6-2
交付団体		大熊町	事業実施主体 (直接/間接)		大熊町 (直接)	
総交付対象事業費		(7,680 千円) 11,040 千円	全体事業費		(7,680 千円) 11,040 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
<p>本町においては、東日本大震災及び原発事故により多くの生命・財産の喪失に加え、全町民が避難を余儀なくされており、本町 (町及び自宅) へ帰還するまでの避難生活が長期化している。</p> <p>このような中、本町では「大熊町第二次復興計画」(平成 27 年 3 月)において、避難先での安定した生活の支援と併せて、「帰町を選択できる環境」の整備を進めることとしている。(平成 31 年 3 月に改訂版策定)</p> <p>この「帰町を選択できる環境」の整備の一環として、既に復興拠点として帰還に向けたインフラ整備が先行している大川原地区において、令和 5 年春の義務教育学校の開校を見据え、子育て支援住宅を整備したため、町民の居住の安定を図るとともに恒久的な住宅を供給し、低廉な家賃で福島再生賃貸住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。</p>						
事業概要						
<p>当町は、令和元年より大川原地区の復興拠点を整備しており、住宅整備についてもこの復興拠点完成に合わせて完成している。その後、整備が完了した再生賃貸住宅の入居者増加で住宅不足が加速しており、義務教育学校の開校時期に住宅を整備することが必須であるため、令和 4 年度において再生賃貸住宅(子育て支援住宅)を整備した。</p> <p>本事業では、再生賃貸住宅(子育て支援住宅)に居住する世帯に対して家賃の低廉化を行う。</p> <p>&lt;大熊町第三次復興計画&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ P13 2. 第二次復興計画改定版策定後の主な環境の変化<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 大川原地区復興拠点の整備</li><li>(3) 特定帰還居住区域制度の創設 (特定復興再生拠点区域外)</li><li>(4) 大熊町の現状</li></ul></li><li>・ P29、37 4. 取り組む施策<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 復興拠点と新たな機能集積エリア整備 (①大川原地区復興拠点の管理・運営)</li><li>(2) 生活・帰町・移住定住支援 (柱 2)</li></ul></li></ul>						
当面の事業概要						
<p>&lt;令和 7 年度&gt;</p> <p>家賃の低廉化に要する費用の補助</p> <p>3,360 千円 (対象戸数 : 7 戸/総戸数 8 戸)</p>						
地域の帰還・移住等環境整備との関係						
<p>本町においては、東日本大震災及び原発事故により多くの生命・財産の喪失に加え、全町民が避難を余儀なくされており、本町 (町及び自宅) へ帰還するまでの避難生活が長期化している。</p> <p>復興拠点である大川原地区において住環境を充実させることにより、町民が町内で生活できる場所が確保され、帰町を選択できるようになり、帰還促進が図られる。</p>						

関連する事業の概要
-----------

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
----------

事業番号	(1) -5-3
------	----------

事業名	大熊町再生賃貸住宅第2期整備事業
-----	------------------

交付団体	大熊町
------	-----

基幹事業との関連性
-----------

賃貸住宅を整備した基幹事業であり、本事業はこの事業で整備した賃貸住宅に対する家賃の低廉化事業となる。